

おかがき

農業委員会だより

22号

編集・発行

令和7年12月22日

岡垣町農業委員会

☎ 093-282-1211

農業巡りツアー

～食と農の魅力を伝えて～ -2025.4.23-

岡垣町農業委員会が、『岡垣町農業巡りツアー』を開催しました。本イベントは、食と農への理解促進・地産地消の推進を目的に、町内の小中学校の先生やPTA役員をお招きして毎年実施しています。今年は、びわやトマト、いちごのビニールハウスの見学、アスパラガスの収穫体験やJAの農業施設見学をツアー形式で見学しました。昼食には町内産のお米や野菜を使った昼食も振る舞われ、参加者の皆さんからはたくさんの満足の声がありました。岡垣町農業委員会ではこれからも、食育・地産地消の推進のためにさまざまな取り組みを行っていきます。



▼全国農業新聞に掲載されました。

先生や保護者に
農業巡りツアーや
地産地消など推進へ
岡垣町農業委員会が開催



は、食と農への理解促進・地産地消の推進を目的に、小中学校の先生や保護者を対象に2012年から毎年実施している。ほ場や農業施設をバスツアー形式で見学しながら、農業者から話を聞くことができる。当日は、町内産の米や野菜を使った昼食も振る舞われ、参加者からは、「たくさん農作物について学べ、農業者の苦労が伝わった」「町の特産品のビワの栽培に挑戦したい」などの声が聞かれた。町農業委員会では、今後も地産地消の推進のためにさまざまな取り組みを進めていく。



ちょっと待って！

農業委員会への 申請・届出はお済みですか？

農地は農地法や関連法によって守られており、さまざまな申請・届出が法律によって定められています。

あなたの持つ土地は申請や届出が済んでいますか？知らないうちに、法律違反となっていないか、今一度確認してみませんか？

農地の貸し借り

所有する農地を有償・無償問わず、貸し借りする際は、農業委員会への届出が必要です。

農業委員会への届出なく農地の貸し借りをすることは、農地法違反となるため、早めに農業委員会事務局までご相談ください。

農地の売買・譲渡

相続以外で農地の所有権を移転するには、農業委員会から許可を得る必要があります。

農業委員会からの許可が無い場合は、登記の変更ができず、所有権の移転ができません。

農地の転用

農地を住宅や駐車場など、別の用途に利用する場合は、県の許可を受ける必要があります。様々な要件があります。

許可を得ずに行うと、農地法に違反した転用となり、罰則の対象となるので、事前に農業委員会までご相談ください。

農地の改良

農地に盛土や、耕作条件の改良を農業委員会に届出なしに行なうことはできません。

農地の改良をする前に、農業委員会にご相談ください。

申請・届出が必要かわからない、
手続きについて教えてほしいなどのご相談は
農業委員会事務局（役場農林水産課 282-1211）
までお気軽にお問い合わせください。



将来に安心を！ 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金の6つのポイント



加入の申込みは JA または農業委員会まで！

ポイント① 農業者なら広く加入できます！

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できます。さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

経営者やその家族、農業従事者やパートタイマー、兼業農家、農地の権利名義を持たない農業者も加入でき、脱退も自由で加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

ポイント② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です！

農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を組み合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。加入者や年金受給者の数が変化してもその影響を受けない、財政的に安定した少子高齢時代でも安心できる制度です。

また、同種の個人型確定拠出年金（iDeCo等）と比較しても、事務経費の負担が無いなど加入者に有利な制度です。

ポイント③ 保険料額は千円単位で自由（月額2万円～6万7千円）です！

通常加入の月額保険料は2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。経営状況や老後設計に合わせて保険料額を選択できる自由度の高い年金制度です。

ポイント④ 終身年金で、支給開始までに亡くなった場合は一時金が支給されます！

農業者年金には死亡一時金の制度が組み込まれており、加入者が80歳前に亡くなった場合に、死亡した方と生計を一にする遺族に、死亡した翌月から80歳に達する月まで農業者老齢年金を支給するとした場合に支払われることとなる年金を、支払われるまでの期間に応じた金利で割引いた金額が一時金として支給されます。

ポイント⑤ 税制面で大きな優遇措置があります！

支払った保険料の全額が所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。配偶者や後継者が加入者となっている場合は、その合計額を経営主の所得から控除できます。

また、運用益も非課税で、受け取る年金も公的年金等控除の対象となり、死亡一時金も非課税です。

ポイント⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります！

認定農業者や認定新規就農者で青色申告を行うなどの要件を満たすことで、国庫補助を受けることができます。加入が早いほど国庫補助を受ける期間が長く、より大きなメリットが受けられます。

農地を相続した場合、適切に農地を管理する責任があります。相続後、農地を活用できない場合は、他の農業者に貸し出す、管理をお願いするなどして、周辺の農業者の支障とならないようにします。

農地を相続した場合、適切に農地を管理する責任があります。相続後、農地を活用できない場合は、過料が科せられる場合があります。

近年、相続が行われていない農地の増加が全国的に問題となっています。農地は地域農業の基盤となる重要な資源です。相続が発生した場合は、速やかに農業委員会に届け出してください。

農地の相続について



令和6年度の実勢賃借料を公表

令和6年度の取引金額を整理し、実勢賃借料を公表しました。

【ほ場整備済み】 合計15筆

・ 平均額	9,000円／年
・ 最高額	11,000円／年
・ 最低額	8,000円／年

【ほ場未整備】 合計44筆

・ 平均額	8,000円／年
・ 最高額	11,000円／年
・ 最低額	8,000円／年



※地目は全て田、10aあたり
※賃借料が明確に判断できるもののみを対象、
1,000円未満切り捨て

実勢賃借料は前年度の取引金額を整理したもの
ですので、締結年や締結件数により変動します。

そのため、農地の貸し借りをされる際には、農
地の状況を考慮し、借り手・貸し手双方で話し合
い、賃借料を決定してください。

実勢賃借料の整理には、使用貸借（無償）での
貸借（ほ場整備済み36筆・ほ場未整備107筆、
合計143筆）は含まれていません。

農地利用状況調査の結果

～3分の1が不適切～

農地利用最適化推進委員を中心に、町内の農地
約300haを対象に農地利用状況の調査を行いま
した。そのうち、約100haの農地は樹木が生え
ている・雑草が生い茂るなど、適切な管理がなさ
れていませんでした。

農地は、一度荒廃してしまつと、再び耕作可能
になるまでに多大な労力・時間・資金が必要にな
り、害虫の発生などの原因となり、周辺の農地で
耕作している農業者にも大きな迷惑をかけます。

また、農地法第
2条の2において、
個々が所有・管理す
る農地については、
自らの責任で管理
(除草など)するこ
とが義務付けられて
います。



▲荒廃し、耕作ができなくなった農地

編集委員会

発行責任者

会長 俵口 和義

編集委員会

委員長 木原 緑

副委員長 大村 武彦

委員 安部 慎人

委員 花田 三枝

委員 山田 和夫

農業が「危険な仕事」と考
慮されているだろうか。農業を事
故や危険と結び付けている人は
少ないのではないか。
全国農業新聞によると事故の
発生状況は、他の産業平均と比
較して約10倍である。
死亡事故の原因是、農業機械
によるものが3分の2を占め、
その機械別では、乗用トラクター
が最も多く、歩行耕運機や運搬
車が続く。
傷害事故は具体的なデータは
無いが、刈払機による事例が多
いようだ。
それぞれの事故原因は単純で
はないが、使用者が操作時に「気
を付ける」だけでなく、今後は関
係者などで都度確認しあい、さ
まざまな事例を学び、対策を講
じていく必要があるだろう。
大村 武彦